

近世期長門における朝鮮人漂着年表・解題

木部 和昭：山口大学経済学部

本年表は、正保元（一六四四）年から明治三（一八七〇）年に至る藩政期中に、長門国に漂着した朝鮮人に関する諸データを年次順に掲載したものである。

そもそもこの年表は、岸浩氏が「長門沿岸に漂着した朝鮮人の送還を巡る諸問題の検討」（『朝鮮学報』一一九・二〇輯、一九八六年）の中で、「別表」として発表された成果に依拠して作成した。毛利家文庫の膨大な史料群を詳細に調査され、朝鮮人漂着関係の史料を丹念に抽出された岸氏のこの業績がなければ、本年表の作成は事実上不可能であったであろう。ただ、その中にデータの不備が散見され、また新出史料による事例の追加などにより、筆者がこれに補訂を加え、再構成して作成したのが本年表である。

最初にこの年表を作成したのは一九九二年の事で、筑波大学に提出した修士論文『朝鮮漂流民救助にみる近世日朝関係史の一断面』の中に附表として掲載した。その後、拙稿「朝鮮漂流民の救助・送還にみる日朝両国の接触」（『史境』二六号、一九九三年）の中で公にしたが、紙面の都合で種々のデータを大幅に割愛しており、不備が目立つものであった。またその後、追々補訂すべき点も生じ、今回、改めて校訂を加えて、その全体を公開する事にした。

すでにこの種の、近世期朝鮮人漂着に関する基礎的データとしては、池内敏氏の『近世朝鮮人漂着年表（稿）』（一九九六年）がある。これは、日朝外交を実際に担っていた対馬藩宗家の文書類や、朝鮮側の諸記録類を用いて作成されたもので、一五九九年から一八七二年に至る約二七〇年間の、朝鮮人の日本漂着についてまとめられた偉大な労作である。この業績により、対馬島から日本本土に及ぶ朝鮮人漂着事件が列挙され、朝鮮人漂着民のほぼ全容について、我々は総体的に知る事が可能となった。

こうした業績が世に出た現在、長門という一地域に限定した朝鮮人漂着年表を公にする事に、疑問を感じられる向きも少なくないだろう。しかしながら、本年表の最大の特徴は、漂着地である長門の現地史料を基本的な典拠としている点にある。漂着地域に残された史料から、朝鮮人漂着の歴史を明らかにする事は、その地域との関わりで朝鮮人漂着問題を考える事であり、それは決して意味のない事ではないだろう。漂着朝鮮人を実際に救助し、長崎へと送還した現地の当事者の残した記録類は、対馬藩や朝鮮国で作成された諸記録とは性格を異にした、別の視角を提示してくれるのである。

幸い、長門国には、萩藩の藩政文書である『毛利家文庫』を中核に、比較的まとまった史料・記録が伝来しており、これらを用いる事で、近世期の朝鮮人漂着事件をほぼ、現地史料で明らかにする事ができた。そこで次に、本年表で典拠とした主要な史料類について、簡単に解説しておきたい。

【毛利家文庫】

本年表の典拠の内、中心となったのは萩藩（俗称長州藩、本年表では本藩と表記）の藩政文書であ

る『毛利家文庫』の諸史料である。以下ではまず、この『毛利家文庫』の史料について見ていく。なお、これらは全て山口県文書館所蔵であり、史料の末尾には、その分類番号を付した。

一七世紀初頭、すなわち藩政初期の史料は比較的乏しい。そうした中、次の様な記録に朝鮮人漂着事件が記載されている。「公儀所日乗」(19日記-4、寛永十年~延宝六年、三六冊)は、通称、福間牒と呼ばれる史料で、江戸御留守居役(後の公儀人)福間彦右衛門の役中日記の写である。幕府及び諸藩との涉外記事を書き留めた日記で、朝鮮人漂着事件については、幕府の裁決を仰いで処理する関係から、比較的詳しい記事を掲載している。また、旧記と呼ばれる藩政初期の史料群にも、朝鮮人漂着事件を記載したものがあつた。まず「万被仰出御伺」(55旧記-1「秀就様御代之記録物」第三冊、全十一冊、通称「杉小箱日記」)には、編年で寛永十年から承応二年までの主要な藩内記事が記載され、朝鮮人漂着についても記録を残している。これらの記録類から、正保元(一六四四)年一二月の事例が、藩政文書における朝鮮人漂着事件の初出として確認できる。また、「古記録」(55旧記-2、寛永十一年~寛文十年、八冊)にも、第六冊「万覚」・第七冊「万治四年三月十九日殿様萩御発駕御首途」に、朝鮮人漂着事件を記載してあり、藩政初期の朝鮮人漂着事件が抽出できた。

本年表で、特に大部分を依拠したのが「公儀事諸控」(41公儀事-1~19、万治二年~天保二年、全二五九冊)である。これは、幕府との交渉を管轄する江戸の公儀所に於て作成された史料群で、幕府の布令・通知および幕府への提出書類等を綴ったものである。先にも述べたように、朝鮮人漂着事件は幕府の指示によって処理する関係上、その顛末がほぼ詳細に記載されている。支藩である長府藩領や徳山藩領に関する記事も簡略ながら記してあり、本年表作成に際しては最も網羅的に利用できた記録群である。ただ、年によっては散逸があつたり、破損によってデータを拾えないものも多々あり、時代によって記事に精粗が見られる等の欠点も指摘できる。

こうした「公儀事諸控」の不備を埋める史料として用いたのが、「御当職所日記」(19日記-22、一七八冊)である。当職とは、国元における財務・民政など内政一般を管掌する国務の最高職であり、当職所はその役所を指す。朝鮮人漂着事件も、その管掌下にあつた。この日記には、当職所の管掌する領内の諸事件について詳細な記載がなされており、朝鮮人漂着事件についても、ほぼその概要を抽出する事が可能である。一応、元文四年から嘉永五年まで、一七八冊が残されているが、残念な事に化政期以前に関しては相当部分の脱落があるため、全てをこれから抽出する事はできなかった。なお、この当職所関係の膨大な史料群を整理する目的で、寛保元年から三年にかけての記録を「国相府記録」(9諸省-7、十八冊)として項目別に編纂し直す試みが行われた。その第七冊に「朝鮮船対州船漂着沙汰事」があり、当該年次の朝鮮船漂着に関しては、他の史料では記載されない事項まで、詳細に記述している。この試験的な記録類の整理は、この一回のみで、以降は行われていない。

次に、幕末期の漂着事件を比較的多数収載した記録として、「朝鮮人漂着其外一件沙汰控」(42御勤事-67)が挙げられる。文化二年より万延元年に至る漂着事件関係の諸沙汰を収録し、全五冊にまとめている。記事の中には、古船漂着や、朝鮮から再漂流してきた薩摩船の事件なども含まれ、他国船全般の漂着事件が含まれている。ただ、年表を見れば分かるように、記載されていない事件も散見され、必ずしも該当年次の事件を全て網羅していた訳では無いようだ。この記録の続編と考えられるのが、年表中に「防寇74」として掲げた「朝鮮船其外漂着一件」(28防寇-74、文久元~二年、一冊)で、表題も収載記事の性格も類似している。ただ、わずかに二年分、四件の記事しか拾う事が出来ない。

この他、個別の事件についてまとめた一件記録としては、以下の様なものを参考にした。まず、通

番六五で用いた記録は「大記録」(55 旧記-3、元和~享保期、一三一冊)の内、第一三〇冊「享保二丁酉十二月朔日長州大津郡向津具大浦漂着八人乗一艘右八員並船長崎被差送之記」である。「大記録」自体は藩政初中期の史料を正徳五年から享保八年にかけて集成したものである。この時期の漂着事件としては珍しい一件記録のため、参考となる記事も多い。また、通番一一四で用いた「涌浦一件」(9 諸省一一二七、寛政六年、一冊)は、この漂着事件の記録である。支藩である長府藩領豊浦郡湯玉浦への漂着事件だが、わざわざ一件記録としてまとめられているのには理由がある。この朝鮮人らが、一旦は本藩領である同郡涌浦に漂着したものの、浦人がこれを洋上に追い出して再漂流させた、として訴えた事から一大事件へと発展したのである。この一件で、涌浦の浦人らは江戸の評定所へ呼出されて尋問を受け、萩藩としても大いにその対応に追われた。その顛末については、この史料の主要な部分を翻刻して解説した、岸浩「漂着朝鮮人虐待事件の真相」(新人物往来社『歴史研究』二八八号、一九八五年)が詳しい。最後に、明治初年の漂着事件をまとめた一件記録としては、「防寇 83」として掲げた「見島郡工朝鮮人漂着一件」(95 防寇-83、明治三年、一冊)がある。これは明治三年十月に相次いで見島に漂着した朝鮮船の取り捌き記録で、関係の原文書が綴り込まれている。維新の混乱で明治初年の漂着事件記録は少ないので貴重である。この時期の漂着地における朝鮮人漂着民の取り扱いについて知る事ができる。ただ、送還関係の記述がほとんど無い(あるいはこの時期、送還事務が滞留していたのか?)のが残念である。

なお、長門における朝鮮人漂着事件抽出を複雑にする要因に、「支藩」の存在が挙げられる。朝鮮人の漂着が見られた長門北浦の長大な海岸線は、全てが本藩である萩藩の領地ではなく、一部は支藩の領地であった。阿武郡の一部(奈古浦および大井浦の一部)には徳山藩の飛び地が存在し、また長門の西海岸である豊浦郡については、ほぼその全域が長府藩の領地であった。これら支藩領に漂着した朝鮮人は、各支藩が独自に救助・送還事務を行うため、基本的には各支藩の史料に当らなければ、具体的な概要は把握できない。ただ、各支藩は領内に異国船の漂着が発生した際には、必ず本藩へも一報を入れる慣例であったため、「末家」と呼ばれる一連の文書群の中から、ある程度、支藩での漂着事件を抽出する事が可能である。まず「公儀所日帳書抜惣目録」(24 末家-63、明暦三年~享保十四年、二冊)は、江戸の公儀所の記録の中から、該当年次の徳山藩関係の記事を抽出したもので、通信使の通行、鉄砲改め等の幕府との交渉記事に交じって、朝鮮船漂着事件が掲載されている。概して、徳山藩の場合は、支配地域が少ないので、件数もわずかであった。次に、長府藩関係のこの種の記録が「長府事」(24 末家-12、享保八年~明治元年、八冊)・「長府清末控」(24 末家-96、正保年間~享保十五年、二冊)・「公儀所日帳書抜 長府清末」(24 末家-97、明暦二年~享保二年、四冊)である。いずれも萩藩の諸記録から長府藩関係の記事を抽出したもので、特に96番と97番には、朝鮮人漂着事件が比較的詳細に記載されている。長府藩の場合は、その藩政文書のほとんどが散逸しており、これらの記録類が萩藩に残されていなければ、抽出はほぼ不可能であったろう。なお、享保以降の支藩での漂着事件は、ほぼ前掲の「公儀事諸控」に記載され、簡略な概要のみは知る事ができた。

【徳山毛利家文庫】

山口県文書館には、萩藩の藩政文書の他、徳山藩の藩政文書である『徳山毛利家文庫』も所蔵されている。徳山藩は阿武郡奈古浦・大井浦に飛び地を領有していた関係から、4度の朝鮮人漂着を体験した。そのうち、徳山毛利家文庫には、通番七四について「朝鮮船漂着記」、通番九二二について「朝鮮商船大井浦江漂着日記」、通番九八について「朝鮮人奈古浦漂着一件」という記録が残されている。い

ずれも詳細なもので、萩藩の御船倉から朝鮮語通詞を派遣してもらった記録や、朝鮮人から聴取した朝鮮言葉の付立、簡略な朝鮮八道位置図など、興味深い記録も多数含まれている。

【その他の史料・記録】

次に、『毛利家文庫』以外から典拠とした史料類について解説する。

『毛利十一代史』は、大田報助によって明治四十～四十三年に編纂された萩藩の編年史である。朝鮮人漂着事件についてもかなりの件数が挙げてあるが、記事が余りにも簡略であり、また、後年の編纂物であることから、極力、『毛利家文庫』の原史料に依拠するように努めた。本年表では、どうしても原史料を見出せなかった事件に限って、出典として挙げた。

また、長府藩における同様の編纂物として『毛利家乗』(長府毛利家編、明治十六～十八年)がある。長府藩の場合、前述の様に藩政文書のほとんどが散逸しているため、萩藩と事情が異なり、原史料での確認はほぼ不可能である。したがって、『毛利家文庫』の「公儀事」や「末家」で抽出し得なかった事件で、『毛利家乗』に記載があるものに関しては、これをそのまま用いた。一部の事件については、朝鮮人との筆談を掲載するなど、記述も詳細だが、多くは簡略に記され、また脱落している事件も多い。

『豊浦郡水産史料』(大正四年、後にマツノ書店より『山口県豊浦郡水産史』として一九八〇年に復刊)は、当時、豊浦郡役所水産技手であった楠美一陽が、豊浦郡各地の浦方の漁業関係史料を収集してまとめた書物である。多くの原史料を翻刻して掲載しており、その中には現在失われてしまった史料も少なくないので、学術的に貴重な内容である。その内、第五章第四節「水難救助」の項で、国内船の難破救助史料に交じて、いくつかの朝鮮船漂着記録が掲載されている。『毛利家文庫』や『毛利家乗』では把握できなかった通番一四二の事件を記載した史料を、ここでは出典として用いた。

同様に、他の史料では検出できなかった漂着事件を記した記録に、多田穂波「角島に朝鮮船漂着の一件」(豊北町郷土文化研究会『にぎめ』七号、一九九〇年)がある。これは豊浦郡豊北町の旧庄屋家の襖の下張りより発見された「安政三年卯九月 朝鮮人漂着二付日記ひかえ」という史料を全文翻刻したもので、通番一六六の事件について、その漂着から下関の引接寺への護送までを記している。筆談によって判明した三名の朝鮮人の姓名・年齢までもが記載されている。

この他、山口県下には種々の諸家文書(武家・寺社・地方文書)が残されているが、そうした中にも朝鮮人漂着についての記録が含まれている場合も少なくない。本年表作成に際しては、以下の二つの文書を用いた。

まず「瀬戸崎浦番所文書」だが、これは大津郡瀬戸崎浦(現長門市仙崎)に設置されていた浦究番所の記録類である。現在は仙崎八坂神社に所蔵されている。浦究役は藩内の主要な港に配置され、通船や渡航者の宗門改め、海防・破難船などの海上交通を取締った。近在の朝鮮船漂着事件取り捌きもその業務の一つであり、断片的ながら記録を残している。現地段階での史料なので、『毛利家文庫』では記載のない事項も記載されていた。この文書の中には、対馬人の漂着事件についての記録もあり(吉積久年「近世北浦に漂着した対馬船の記録」『山口県地方史研究』63号、一九九〇年)興味深い史料である。

次に「中島家文書」だが、これは寛政期から明治初年にかけて、萩藩の朝鮮語通詞を勤めた御手舸子中島家の文書である(萩市浜崎、中島健二氏所蔵)。中島氏はその語学の素養によって御手舸子から通詞に抜擢され、治助・三郎右衛門・治平の三代にわたって、藩命によって長崎へ語学修業に赴き朝

鮮語を修得した。当時、萩藩で朝鮮語通詞を必要としたのは、いうまでもなく朝鮮人の漂着に対応するためであった。中島家には、幕末に三郎右衛門が提出した「勤功書」が残されており、実際に出勤した朝鮮人漂着事件について、寛政期から慶応期に至るまで列挙し、先祖や自らの功績を詳細に記している。「勤功書」という性格上、多少の誇張も見られるが、実際に朝鮮人との応対に従事した記録だけに、貴重な情報も多い。通番一七五の様に、『毛利家文庫』等で確認できなかった事例も、ここから抽出する事ができた。

以上が本年表で典拠とした史料類である。なお、これ以外の諸家文書や、『毛利家文庫』の他の記録の中にも、朝鮮人漂着事件を記したものが、実際にはかなり存在している。今回はその全てを掲載するには至らなかったが、今後の課題としたい。

本年表によれば、正保元年から明治三年に至る約二二〇年間に長門へ漂着した朝鮮船は、一七七件（船一艘を一件と換算すれば一八四件）、総勢一五八四名に上っている。

漂着が見られるのは、日本海に面した阿武郡・大津郡と、響灘に面した豊浦郡、そして萩から北北西四四キロの日本海に浮かぶ見島（郡）で、長門では俗に北浦地方と呼ばれる地域の沿岸全域にわたっている。この地域は、先述の様に、萩本藩領の他、長府藩・徳山藩の領地もあって、また萩藩の領地は「宰判」と呼ばれる行政区画に分かれていたが、ここでは便宜上、郡別・浦別に朝鮮人の漂着件数・人数を〔別表：GUN.TBL〕としてまとめておいたので参照されたい。ほぼ満遍なく漂着が見られるが、阿武郡の須佐浦、大津郡の向津具半島、豊浦郡の角島などの周辺は、漂着が集中して発生した地域であった。また、特筆すべきは見島（現萩市）であり、わずか、面積七・八五平方キロメートルの小島でありながら、他の一郡にも匹敵する三五件もの漂着が発生している。日朝通交上のこの島の重要性がうかがえる結果であった。

本年表の件数の多さからもうかがえる様に、長門は実に朝鮮人漂着の多発地帯であった。池内氏の年表によれば、近世期には九六七件の朝鮮人漂着事件が発生したが、長門の事例は一八二件に上り、約二割を占めている。これは朝鮮に最も近い対馬国、および五島列島を含んだ肥前国に次ぐ数である。朝鮮近海の島嶼部を除けば、その漂着比率はもっと高いものになるだろう。こうした漂着の多発は、長門国の地理的要因に拠るところが大きい。本年表で朝鮮人の漂着時期を見た場合、十月から二月の冬季に集中しており、夏季にはほとんど見られない。これは冬季、北西の強い季節風によって朝鮮船が漂流するためで、これに東遷する対馬海流が影響して、山陰沿岸地方、就中長門へと漂着するに至ったのであった。断片的にうかがえる出航地は、長門と海を隔てた北西の対岸、慶尚道が大多数を占めている事からもそれがうかがえる。

なお、本年表の総漂着件数一七七件、総数一五八四名の一部には、若干、異質なデータが混在している。

一つは、朝鮮の空船が漂着した事例である。長門では釘を用いない「栓詰め」の造りから、それを朝鮮船と識別できた様で、この場合も幕府の指示を仰いで処置している。通番五八の正徳四年時点までは、空船であっても長崎へと送還していた事が確認できる。しかし、その後仕法は変更になったようで、漂着した空船は現地で焼却処分されている。ただ、その場合でも、一応、長崎奉行へ通報して指示を仰がねばならなかった。本年表では原史料で確認できた事例のみを掲げたが、これは冰山の一

角らしく、『通航一覧続輯』巻六によれば、長門漂着の空船を焼却処分した記事が多々掲げられている。

もう一つ留意すべき点は、本年表の一部に、朝鮮人以外の、対馬人や薩摩人といった日本人が含まれている事である。

通番七および七〇の事例については、一旦対馬に漂着した朝鮮人を、対馬藩が釜山へと送還する途中で遭難し、長門に再漂着したものである。したがって、漂着人数の中には、送還任務に従事していた対馬藩士が含まれている。この場合、萩藩では朝鮮船・朝鮮人の漂着として取り扱き、対馬人共々長崎へと送還している。

また、通番四六の事例は、釜山の和館から対馬に向けて出航した対馬船の事例で、乗組んでいた十二名はいずれも対馬人である。この場合も、萩藩では朝鮮船に準じた手続きでこの漂着を処理し、対馬人十二名を長崎へと送還している。「朝鮮からの漂着」と看做されて処理されていた事から、ここでは本年表に掲載した。なお、宝永六年には、対馬人のみの漂着であれば、直接対馬に帰国できる、というように仕法が改定された（吉積久年、前掲論文）ので、以後は朝鮮船取り扱き記録に対馬船漂着は姿を消す。

また、通番一五八は薩摩船籍の漁船の漂着事件である。実はこの漁船、一旦は朝鮮の何処かに漂着して救護を受けた後、朝鮮人らに強制的に沖へと連れ出され、再漂流してようやく長門の見島へと流れついたものである。萩藩では、これを朝鮮船に準じた扱いで処理し、長崎奉行所へと送還をした。この事件の詳細は、彼らが長崎奉行所で残した口書が『長崎奉行所記録 口書集 上』（森永種夫編、犯科帳刊行会、一九六四年）に収録されている。実に興味深い事例であり、また「朝鮮からの漂着」の範疇に属するので本年表に掲載した。

最後に、池内氏の年表と対校した結果、本年表に洩れている事例について触れ、まとめたい。池内年表に記載が見られ、本年表、すなわち長門の史料で確認できなかった漂着事件は以下の通りである。記号は、池内年表の通番を示す。

A-参3、元和九年十一月、長門に漂着

詳細不明、長門より直接送還？

E-17、貞享元年三月二十九日、阿武郡須佐浦

慶尚道居民三人一艘

H-30、正徳三年三月十四日、見島、慶尚道居民八人一艘

H-31、同右、阿武郡兵崎、慶尚道居民十人一艘

同十一人一艘

H-32、同右、大津郡川尻、慶尚道居民八人一艘

I-35、享保七年十二月二十六日、大津郡向津具浦

江原道漁民十人一艘

M-22、宝暦十一年正月二日、阿武郡相島

全羅道漁民二十六人一艘

N-2、明和三年十二月二日、大津郡立石浦

慶尚道漁民七人一艘

- N-4、同年十二月三日、見島天女浦
慶尚道居民九人一艘
- N-6、同年十二月五日、大浦（大津郡向津具か）
慶尚道十人一艘
- N-7、同年十二月六日、豊浦郡特牛湊、慶尚道十一人一艘
- P-10、天明八年十二月五日、阿武郡須佐浦
江原道居民十二人一艘
- P-11、寛政元年正月三日、大浦（大津郡向津具か）
咸鏡道居民九人一艘
- P-22、寛政四年正月二日、見島、江原道八人一艘
- X-26、明治三年二月十日、阿武郡須佐浦
慶尚道十一人一艘

当初の予想では、史料の残存の少ない長府藩領の事例にかなりの洩れがあると考えていたが、以上の様に、意外にも未見の事件はすべて萩藩領のものであった。ある程度は『毛利家文庫』の原史料が破損・散逸した結果と思われるが、筆者の見落としや勉強不足に起因するものも少なくないだろう。今後、別の書冊や史料の中から、こうした事例が見いだされる可能性は大きい。

この内、正保元年以前の事例として、A-参3元和九（一六二三）年の事件が挙がっており、「対馬島主を経ずに直接長州から送還された」と非常に興味深い記事を載せている。が、管見の範囲では『毛利家文庫』の史料でこれを実証するには至らない。実際の所、この近世初頭の約四〇年間のデータについては、長門の史料にしる、対馬・朝鮮の史料にしる、比較的乏しいのが現状であろう。後の実態を考えれば、この時期に朝鮮人の漂着が極端に少なかったとは考えにくく、今後の史料の発掘によって新たな事例が掘り起こされる可能性を秘めているだろう。

ただ、対馬藩を除いた諸藩において、漂着地 長崎 対馬藩 朝鮮国という経路による正規の送還体制が確立されたのは、ほぼ寛永末年頃と考えられる。この長崎を窓口とし、幕府の管轄の下に漂流民送還が管理される体制は、明らかに鎖国体制の成立と密接に関連している。幕府の鎖国政策では、ほぼ寛永十五（一六三八）年前後に外交窓口を長崎に一元化し、幕府による出入国管理が行われるようになった。それに付随して、寛永十七（一六四〇）年六月に、異国船（主としてポルトガル船）漂着の際は、長崎へ護送する方針が打出され、翌十八年には「唐船・オランダ船並朝鮮船共に何国へ令漂着とも、其処より挽船を相添、長崎奉行へ可送届旨被仰出之」という布達（『通航一覽』第八巻）が出されている。これは管見の中では、朝鮮人漂着処理・長崎回送について触れた最古の法令である。対馬を除く国内では、この布達に至って初めて朝鮮人送還の原則が成立したのであり、こう考えれば、正保元（一六四四）年の事例が萩藩における朝鮮人送還の初見である事実も納得できるのではないだろうか。この法令自体は非常に簡潔な内容だが、各藩に朝鮮人漂着が発生する度に、長崎回送を原則として幕府との折衝が重ねられ、その経験・慣例の蓄積の中で、朝鮮人漂着民取捌き仕法は確立していったのであろう。

したがって、この寛永十八年以前の段階では、朝鮮人漂着民取捌きは、基本的に各地の領主が個別に処理していたと考えられる。領主によっては、幕府に諮ってこれを処理する場合や、独自の判断で処理する場合（元和九年の長門の事例はこれに該当するのかも知れない）もあったであろう。中には

送還されずに放置された事例があった事も十分に考えられる。こうした中、対馬藩では、早い段階から漂流民送還を行っていたが、それは朝鮮との国交修復を意図し、またその外交窓口としての立場や漂着民の多さに起因するもので、あくまでも対馬藩の統治権の及ぶ範囲に限定されるものだった。この様に、近世初頭、幕府による統一的仕法確立以前の漂着民取扱きは、実に多様な在り方を示していた可能性が大きい。今後、事例の発掘と共に、この時期の各地域における漂着民処理・送還の具体的実態の解明が期待される。そのためにも、漂着が見られた各地域に残る現地史料というものを、丹念に調査していく必要性が改めて痛感されよう。

今後とも史料の搜索に努め、本年表を完全なものとするべく努めていきたい。